

## 利用者の方へ

### 1 農林業センサスの概要

#### (1) 調査の目的

農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

#### (2) 調査体系

ア 農林業経営体調査 農林水産省－県－市町村－指導員－調査員

イ 農山村地域調査 農林水産省－地方農政局－統計・情報センター

2005年農林業センサスは、2つの調査に分類されるが、この報告書は県の実施した「ア農林業経営体調査」について取りまとめたものである。

#### (3) 調査の沿革

1950年世界農業センサス以降、10年目ごとに国際条約に基づく世界農林業センサス(1960年から林業センサスも同時に実施。)を行うとともに、その中間年に我が国独自の農業センサスを実施してきた。2005年以降は5年ごとに農林業センサスとして実施されることとなった。通算して農業は12回目、林業は6回目にあたる。

#### (4) 調査の特徴

ア 効率的かつ安定的な農業経営の育成、農業の担い手への施策の集中・重点化、農業経営の法人化の推進等の諸問題に対応するため、10年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと統合し、農林業センサスとして5年周期で実施することとした。

イ 農林業の経営活動に焦点を当て「農林業経営体」として統一的に把握しており、その結果は農林業を一体的、総合的に明らかにするものとなっている。

### 2 調査の対象

規定(5用語の解説「農林業経営体」参照)に該当するすべての農林業経営体を対象とする。

### 3 調査期日

平成17年2月1日現在で実施した。

### 4 数値について

(1) この報告書の数値は概数値である。

なお、確定値は平成19年3月までに農林水産省が刊行物として公表する。

(2) 統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(3) 2005年農家数は、2005年センサス結果を2000年センサスの調査項目に合わせて参考値として組替集計したものである。

(4) 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」…… 単位に満たないもの

「－」…… 調査は行ったが、事実にはないもの

「X」…… 統計法第14条の規定により数値を秘匿したもの

「△」…… 減少したもの

5 用語の解説

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模

模

の農業

- ①露地野菜作付面積 15 アール
- ②施設野菜栽培面積 350 平方メートル
- ③果樹栽培面積 10 アール
- ④露地花き栽培面積 10 アール
- ⑤施設花き栽培面積 250 平方メートル
- ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
- ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
- ⑧豚飼養頭数 15 頭
- ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
- ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
- ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

農林業経営体  
 これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握。

- ◎個人経営体（農家・林家）  
 一世帯複数経営は別々の把握。
- ◎法人経営体  
 法人の組織経営体（農事組合法人、会社等）を把握（一戸一法人も含まれる）。
- ◎非法人の組織経営体  
 法人化していない組織経営体を把握。

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうちア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体  
 （農家・林家）

「農林業経営体」の規定のうち世帯単位で事業を行う者をいう。

法人経営体

「農林業経営体」の規定のうち法人化して事業を行う者をいう。

農業経営体の  
 うち家族経営

「農業経営体」のうち個人経営体及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。

林業経営体	「農林業経営体」の規定のうちウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資会社	商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法に基づき加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	公益法人（「財団法人」、「社団法人」）、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。財産区とは地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
単一経営	農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一経営	農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営	農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたものに借りている耕地を加えたものをいう。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地をいう。転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。
農家	調査期日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
主副業別分類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家より鮮明に析出する農家分類として、1995年農林業センサスから採用した。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多し世帯員」のことをいう。
農業投下労働規模別分類	年間農業労働時間1,800時間（1日8時間換算で225日/人）を1単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を225日で除した値により分類を行うものである。

日雇・臨時雇

継続的に雇うという契約がなく、日雇・臨時雇として雇われた場合のことをいう。パートタイマー等を含む。

出稼ぎ

30日以上1年未満、自宅以外の場所に寝泊まりし、臨時的に雇われたことをいう。

基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

(参考)世帯員の就業状態区分

	仕事への従事状況			
	農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事
		農業が主	その他の仕事の主	
主に仕事	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基幹的農業従事者</div> 農業就業人口	農業従事者		
主に家事や育児				
その他				

恒常的勤務

30日以上一定の勤め先に恒常的に勤務した場合を言う。継続して雇うという契約がない場合は含まれない。

世帯主農業主

自営農業に150日以上従事した世帯主がいる農家又は兼業に従事した世帯主のうち農業が主の農家をいう。

世帯主兼業主

兼業に従事した世帯主のうち兼業が主の農家をいう。

経営者

その世帯の農業経営に責任を持つ者をいう。

所有山林

実際に所有している山林をいう。未登記であっても実際に相続や購入した山林を含む。

貸付山林

所有山林のうち山林として使用するために貸している土地をいう。

借入山林

山林として使用する目的で借りている土地をいう。

保有山林

所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借りている山林などを加えたものをいう。

人工林

植林したり、種を播いて人工的に育成した山林をいう。

植林

山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木したりする作業をいうが、植林の地ごしえ、苗木運搬など一連の作業も含む。

下刈りなど

間伐	林木の健全な育成のために行う下刈り作業、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど間伐以外の保育作業をいう。
主伐	林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し劣勢木、不用木を抜き切りすることをいう。
林産物の販売	一定の林齢に生育した林木を、用材等で販売するために行う除伐、間伐以外の伐採をいう。なお、被害木の伐採は含まない。
ほだ木用原木	保有山林から生産された林産物について、過去1年間に販売のあったものをいう。他人から買った立木により素材生産し販売したものは含まない。
特用林産物	保有山林で伐採した林木をしいたけ、なめこなどを生産するための原木として販売したものをいう。販売方法は立木、素材を問わない。
※都市的地域	保有山林から生産又は採取したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。主に薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、たけのこ、きのこ（天然生）をいう。
※平地農業地域	可住地にしめるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市町村。 可住地にしめる宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
※中間農業地域	耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市町村。
※山間農業地域	耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市町村。 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市町村。  林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村。

- ※・決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域
- ・D I D〔人口集中地区〕とは、人口密度 4,000 人／km<sup>2</sup>以上の国勢調査地区がいくつかが隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地区をいう。
  - ・傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。
  - ・旧市町村の地域分類は農林水産省による平成 13 年 11 月時点での分類に基づく。